

国立都市計画特別工業地区の変更（国立市決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
第1種特別工業地区	約 19.4 ha (19.5)	国立市特別工業地区建築条例 (平成16年3月国立市条例第4号) [規制内容の概要] 第1種特別工業地区 ・業務、商業、軽工業の比率の高い準工業地域内に指定し、 環境の保全を図るため、工場の用途による規制及び風俗 営業関連施設の規制を行う。
第2種特別工業地区	約 35.2 ha (34.9)	第2種別工業地区 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、中小工場の 保護及び居住環境の保全を図るため、工場の用途及び規 模による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う。
合 計	約 54.6 ha (54.4)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、特別工業地区の面積を変更する。

変 更 概 要

番号	変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後	面 積	備 考
1	第1種特別工業地区	約 19.5 ha	約 19.4 ha	約 0.1 ha	面積を再計測した結果、面積を変更する。 位置及び区域の変更はない。
2	第2種特別工業地区	約 34.9 ha	約 35.2 ha	約 0.3 ha	